

平成16年3月31日

「地域における医療対策協議会の開催について」（通知）
について

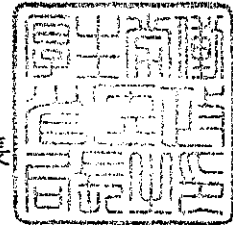
標記の件について、本日付で各都道府県知事宛に別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。



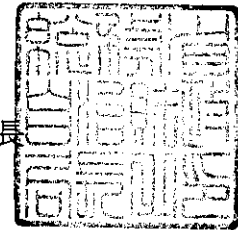
医政発第 0331002 号
総経第 89 号
15 文科高第 918 号
平成 16 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

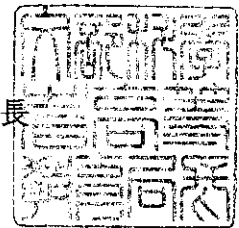
厚生労働省医政局長



総務省自治財政局長



文部科学省高等教育局長



地域における医療対策協議会の開催について

へき地を含む地域における医療提供体制の確保は、医療政策における重要課題であり、これまでもへき地保健医療対策の推進、医療計画の導入等により、各都道府県等における計画的な取組をお願いするとともに、これを支援してきたところであるが、関係者の努力にもかかわらず、医師の地域偏在は依然として大きな問題であり、へき地を含む地域での医師の確保は相当の困難が伴うものとなっている。

このため、厚生労働省、総務省、文部科学省においては、へき地を含む地域における医師の確保等について、関係省庁が十分に連携して更に積極的に取り組み、都道府県等を支援していく必要があるとの認識の下、昨年 11 月に「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設置し、関係する諸問題についての検討を行い、先般、「へき地を含む地域における医師の確保等の推進について」（本年 2 月 27 日付で送付）をとりまとめたところである。

このとりまとめの記 1（1）で示したとおり、「地域における医療対策協議会」は、医療提供体制の確保に当たって重要な役割を担うものであり、同協議会が早急に設置され、実効ある取組が行われることが期待されるものである。

各都道府県におかれては、その趣旨を十分ご理解の上、下記の点にご留意いただき積極的に取り組んでいただくようお願いする。

記

1 地域における医療対策協議会の開催

- (1) へき地を含む地域での医師確保が困難となっている状況等を踏まえ、都道府県において、医師会等の医療関係団体、地域の中核的な病院、当該都道府県内の医科大学・大学医学部等を構成員とする医療対策協議会の開催をお願いしたいこと。

医療対策協議会は、医師の確保が困難な地域について、医療提供体制の整備状況についての地域・診療科ごとの分析等を踏まえ、医療機関の機能分担や連携の推進、必要な医師の確保や医療機関への配置、地域医療を担う医師の生涯を通じた教育研修体制の整備等について協議を行い、対応策を推進するものであること。

- (2) 医療対策協議会の開催については、各都道府県医療審議会、へき地保健医療対策として医師派遣等の協議の場であるへき地勤務医師等確保協議会等の既存の場を活用することなどが考えられ、また、地域の単位も都道府県、二次医療圏等が考えられる。こうした点や協議会の名称なども含め地域の実情に応じた効率的な体制を整えることが望ましいが、一例を示すと別添のとおりであること。

2 その他

医療対策協議会の開催状況等については、追って、調査をすることを予定しているので、御協力方お願いしたいこと。

また、地方厚生局においては、臨床研修病院の指定を含め、新たな医師の臨床研修の普及のために必要な情報提供を各都道府県、医療機関等に対し行っているところであり、本件についても必要に応じ、地方厚生局と情報交換されたいこと。

(別添)

地域における医療対策協議会の例

【名 称】

「〇〇県医療対策協議会」

【構成員】

- 都道府県の医政担当部局長、関係保健所長、その他の関係部局(財政担当課、市町村担当課)
- 都道府県医師会の会長
- 当該都道府県内の医科大学の学長、大学の医学部長、大学附属病院長
- 民間も含めた地域の中核的な病院やへき地等の病院の院長
- 関係市町村長
- 医療を受ける立場にある住民 など

【協議・検討事項】

- 医療提供体制の整備状況についての地域・診療科ごとの分析
- 医師の確保が困難で適正な医療提供に支障が生じている医療機関についての対応
- 医師の効果的な確保・配置対策の推進
 - ・ 地域医療を確保するための大学による医師紹介のあり方
 - ・ へき地等の医療機関・医師の支援
- 医療機関の機能分化・重点化・効率化と連携の推進
- 地域医療を担う医師の養成の推進
 - ・ 地域医療を担う医師養成のための大学教育の推進
 - ・ 臨床研修を含む生涯を通じた教育研修体制の整備

【事務局】

- 都道府県の医政担当部局

※ 上記は、都道府県単位で設置する場合の例であり、医師の確保が困難な二次医療圏ごとに設置することもあり得る。